

議案第4号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例を別紙のように制定する。

平成28年2月23日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）の施行により、関係条例の規定整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整備に関する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(災害派遣手当等に関する条例の一部改正)

第 1 条 災害派遣手当等に関する条例(昭和 39 年羽曳野市条例第 283 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

第 3 条中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 4 条中「市長が定める」を「別表第 2 に定めるところによる」に改める。

第 5 条第 9 項及び附則第 25 項中「別表」を「別表第 1」に改める。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第2(第4条関係)

級別基準職務表

職務の級	職級	基準となる職務
1級	主事級	定型的な業務を行う職務
2級	主事級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任級	主任の職務
4級	主査級	主査の職務
5級	課長補佐級	1 主幹の職務
		2 園長代理の職務
6級	課長補佐級	1 課長補佐の職務
		2 園長の職務
7級	課長級	1 参事の職務
		2 課長の職務
		3 副理事の職務
		4 特に高度の知識又は経験を有する園長の職務
8級	部長級	1 理事の職務
		2 部長の職務

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 446 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 4 条 職員の旅費に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 448 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

(羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 5 条 羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年羽曳野市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 6 条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 14 年羽曳野市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「条件附」を「条件付」に改める。

(羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 7 条 羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年羽曳野市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 9 号を第 11 号とし、第 8 号を第 10 号とし、同条第 7 号中「及び勤務成績の評定」を削り、同条中第 7 号を第 9 号とし、第 6 号を第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正)

第 8 条 一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例(平成 24 年羽曳野市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「別表」を「別表第 1」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 7 条の規定による改正後の羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 3 条の規定は、平成 29 年度に行う報告及び公表から適用する。

新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条関係 災害派遣手当等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条第 2 項及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 5 項並びに災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号)第 19 条の規定に基づき、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条第 1 項に規定する職員及び大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)第 56 条第 1 項に規定する職員(以下「災害応急対策等派遣職員」という。)に支給する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 154 条に規定する職員(以下「国民保護等派遣職員」という。)に支給する武力攻撃災害等派遣手当並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 44 条に規定する職員(以下「新型インフルエンザ等緊急事態措置派遣職員」という。)に支給する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当(以下これらを「災害派遣手当等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>第 1 条関係 災害派遣手当等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条第 2 項及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 6 項並びに災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号)第 19 条の規定に基づき、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条第 1 項に規定する職員及び大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)第 56 条第 1 項に規定する職員(以下「災害応急対策等派遣職員」という。)に支給する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 154 条に規定する職員(以下「国民保護等派遣職員」という。)に支給する武力攻撃災害等派遣手当並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 44 条に規定する職員(以下「新型インフルエンザ等緊急事態措置派遣職員」という。)に支給する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当(以下これらを「災害派遣手当等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>以下省略</p>
<p>第 2 条関係 一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 24 条第 5 項の規定に基づき、一般職の職員(以下「職員」という。)の給与に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 章 給料</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>(給料表)</p> <p>第 3 条 職員の給料表は、別表第 1 に定めるところ</p>	<p>第 2 条関係 一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 24 条第 6 項の規定に基づき、一般職の職員(以下「職員」という。)の給与に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 章 給料</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>(給料表)</p> <p>第 3 条 職員の給料表は、別表に定めるところ</p>

ろによる。

(職務の分類)

第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定めるところによる。

(初任給、昇給、昇格等の基準)

第5条 1～8 省略

9 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額を、別表第1に定める給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

10 省略

第5条の2～第27条 省略

附 則

1～24 省略

(管理職手当支給職員に係る給料の支給額の減額)

25 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、第8条に規定する管理職手当の支給を受ける職員に対する給料月額(期末手当の額、勤勉手当の額及び退職手当の額を算定する場合を除く。)の支給に当たっては、当該職員に対する別表第1の給料表に定める給料月額(以下この項において「給与条例給料月額」という。)から(附則第21項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該職員の給与条例給料月額から同項第1号に定める額に相当する額を減じた額から)、当該職員に対する給与条例給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる別表第1の給料表の職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

表 省略

別表第1 省略

別表第2(第4条関係)

級別基準職務表

<u>職務の</u> 級	<u>職級</u>	<u>基準となる職務</u>
-----------------	-----------	----------------

による。

(職務の分類)

第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、市長が定める。

(初任給、昇給、昇格等の基準)

第5条 1～8 省略

9 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額を、別表に定める給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

10 省略

第5条の2～第27条 省略

附 則

1～24 省略

(管理職手当支給職員に係る給料の支給額の減額)

25 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、第8条に規定する管理職手当の支給を受ける職員に対する給料月額(期末手当の額、勤勉手当の額及び退職手当の額を算定する場合を除く。)の支給に当たっては、当該職員に対する別表の給料表に定める給料月額(以下この項において「給与条例給料月額」という。)から(附則第21項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該職員の給与条例給料月額から同項第1号に定める額に相当する額を減じた額から)、当該職員に対する給与条例給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる別表の給料表の職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

表 省略

別表 省略

1 級	主事級	定型的な業務を行う職務
2 級	主事級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	主任級	主任の職務
4 級	主査級	主査の職務
5 級	課長補佐級	1 主幹の職務
		2 園長代理の職務
6 級	課長補佐級	1 課長補佐の職務
		2 園長の職務
7 級	課長級	1 参事の職務
		2 課長の職務
		3 副理事の職務
		4 特に高度の知識又は経験を有する園長の職務
8 級	部長級	1 理事の職務
		2 部長の職務

第 3 条関係

職員の特殊勤務手当に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 5 項及び一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号。以下「給与条例」という。)第 12 条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

以下省略

第 4 条関係

職員の旅費に関する条例

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条第 3 項及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 5 項の規定に

第 3 条関係

職員の特殊勤務手当に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 6 項及び一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号。以下「給与条例」という。)第 12 条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

以下省略

第 4 条関係

職員の旅費に関する条例

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条第 3 項及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 6 項の規

に基づき、市の職員が公務のため出張するときに支給する旅費に関する基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに、経費の適正な支出を図ることを目的とする。

以下省略

第 5 条関係

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

以下省略

第 6 条関係

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

(職員の派遣)

第 2 条 1 省略

2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) 省略

(3) 地方公務員法第 22 条第 1 項に規定する条件付採用になっている職員

(4)・(5) 省略

3 省略

以下省略

第 7 条関係

羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(報告事項)

第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とす

定に基づき、市の職員が公務のため出張するときに支給する旅費に関する基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに、経費の適正な支出を図ることを目的とする。

以下省略

第 5 条関係

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 6 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

以下省略

第 6 条関係

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

(職員の派遣)

第 2 条 1 省略

2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) 省略

(3) 地方公務員法第 22 条第 1 項に規定する条件付採用になっている職員

(4)・(5) 省略

3 省略

以下省略

第 7 条関係

羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(報告事項)

第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる

る。

- (1) 省略
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 省略
- (11) 省略

以下省略

第 8 条関係

一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例

(賃金の額)

第 13 条 非常勤職員の賃金の月額、一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)別表第 1 の給料表の 1 級の職務の級における最高の号給の月額を超えない範囲内で規則で定める。

2・3 省略

以下省略

事項とする。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (8) 省略
- (9) 省略

以下省略

第 8 条関係

一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例

(賃金の額)

第 13 条 非常勤職員の賃金の月額、一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)別表の給料表の 1 級の職務の級における最高の号給の月額を超えない範囲内で規則で定める。

2・3 省略

以下省略